

ID: 5114

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可		
法令名称 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第1項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
【基準】 法第9条第1項の規定による。 (建築行為等の制限) 第9条 前条第1項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日